

東海村公告第20号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

東海村長 山田 修

入札公告（電子入札）

1 入札対象工事

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第06-29-202-K-001号 |
| (2) 工事名 | 文教地区駐車場整備1期工事 |
| (3) 工事場所 | 茨城県那珂郡東海村大字船場地内 |
| (4) 工事概要 | 貯留施設設置 N=1式
U字溝布設 L=136m
集水樹設置 N=10箇所
付帯工 N=1式 |
| (5) 工期 | 本契約となった日の翌日
(本契約となった日の翌日が土日祝日の場合は、翌月曜日)
から 令和7年3月14日まで |

2 入札参加形態

- (1) 東海村特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成7年東海村告示第11号）に基づく、2業者による特定建設工事共同企業体とする。
- (2) 特定建設工事共同企業体構成員の出資比率は、30パーセント以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けた建設業者で、同法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、東海村建設工事等入札参加資格審査規程（平成3年東海村規程第1号）第13条に規定する東海村の令和5・6年度建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている者のうち、次の各号に該当するものとする。

なお、以下のいずれの数値も令和5・6年度建設工事等入札参加有資格者名簿に登録された数値とする。

- (1) 代表者は、以下のいずれかを満たすこと
 - ア 東海村内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
 - イ 水戸市、ひたちなか市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市若しくは那珂市に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (2) 代表者は、土木一式工事の総合評点について、以下を満たすこと。

ア (1) アに該当するもの	900点
イ (1) イに該当するもの	1100点
- (3) 代表者は、建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における土木一式工事の年間平均完成工事高が170,000千円以上であること。
- (4) 代表者は、平成26年度以降に本工事と同種の工事（水路・管路工事）を元請け（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）として完成し、引渡し完了した実績があること。なお、同種の工事に関する内容の質問は、東海村役場道路整備課へすること。

- (5) 代表者は本工事について、土木一式工事に係る、建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する監理技術者を専任で配置し（ただし、監理技術者補佐（同法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を専任で配置する場合は、監理技術者は本工事を含め2つまで工事現場を兼務することができる。なお、監理技術者補佐にあつては、一級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、同法第26条に規定する者であること。）、所定の工期をもって工事を安全に施工できること。監理技術者補佐を専任で配置する場合であっても、本工事の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行し、本工事に専任で配置する監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制を整え、監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにする必要がある。
- (6) 代表者以外の構成員は、東海村内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (7) 代表者以外の構成員は、土木一式工事の総合評点が、850点以上であること。
- (8) 代表者以外の構成員は、建設業法第3条に規定する一般建設業の許可又は同法第15条に規定する特定建設業の許可を受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における土木一式工事の年間平均完成工事高が50,000千円以上であること。
- (9) 代表者以外の構成員は、平成26年度以降に本工事と同種の工事（当該工事の一部の工種を含む工事）を元請け（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）として完成し、引渡し完了した実績があること。なお、同種の工事に関する内容の質問は、東海村役場道路整備課へすること。
- (10) 代表者以外の構成員は本工事について、二級土木施工管理技士以上の資格を有する主任技術者を専任で配置できること。監理技術者補佐を専任で配置する場合であっても、本工事の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行し、本工事に専任で配置する監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制を整え、監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにする必要がある。
- (11) (5)及び(10)の主任技術者又は監理技術者（(5)及び(10)に記載する監理技術者補佐を専任で配置する場合は、監理技術者補佐含む）は、4の申請日において引き続き3月以上の雇用関係がある者であること。なお、4の申請日において他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者にあつては、本工事の契約日において専任で配置できること。（申請日において1名に特定できない場合は、3名まで申請することができる。）ただし、(5)及び(10)に記載する監理技術者補佐を本工事の契約日において専任で配置する場合は、監理技術者の工事現場の兼務について(5)及び(10)のとおりとする。
- (12) 当該共同企業体の構成員は、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審している者であること。
- (13) 当該共同企業体の構成員は、本工事の公告の日から開札の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定後、入札参加資格の認定を受けた者を除く。）また、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく、東海村の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (14) 当該共同企業体の構成員は、本工事の公告の日から開札の日までの期間において、建設業法第28条に基づく指示及び営業の停止を受けていない者であること。
- (15) 当該共同企業体の構成員は、本工事の公告の日から開札の日までの期間において、東海村又は茨城県から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (16) 当該共同企業体の構成員は、本工事において、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (17) 当該共同企業体の構成員は、土木一式工事につき、許可後3年以上の営業年数を有すること。

4 入札参加資格申請

入札参加希望者は、あらかじめ次により入札参加資格申請書を提出しなければならない。

(1) 申請する書類

- ア 建設工事入札共同企業体参加資格審査申請書（「東海村特定建設工事共同企業体取扱要綱」様式第3号）

- イ 特定建設工事共同企業体協定書（「東海村特定建設工事共同企業体取扱要綱」様式第4号）
 - ウ 主任技術者（監理技術者・監理技術者補佐）の配置届（「東海村一般競争入札実施要綱」様式第2号）
 - ・コリンズ等の写しを添付すること。
 - エ 同種工事の施工実績調書（「東海村一般競争入札実施要綱」様式第3号）
 - ・コリンズ等の写しを添付すること。
 - オ 配置予定技術者の「監理技術者資格者証」、 「監理技術者講習修了証」及び「技術検定合格証」の写し
 - カ 配置予定技術者が引き続き3月以上の雇用関係にあることを証明する書類（「健康保険被保険者証」の写し等 被保険者証の写しを提出する場合は、あらかじめ被保険者等記号・番号等にマスキングを施すこと。）
 - キ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - ・上記の様式で定める書類は、東海村役場総務部財政経営課に請求するか、東海村公式ホームページからダウンロードすること。また、ウ・オ・カについて、監理技術者補佐を専任で配置する場合は、監理技術者補佐分についても、指定した様式のほか、上記に記載する内容を証する証明書類一式を提出すること。
- (2) 申請受付期間及び場所
- ア 受付期間
 - 公告の日の午前9時から令和6年5月7日午後5時までとする
 - （但し、東海村の休日を定める条例（平成元年東海村条例第21号）第1条第1項に規定する休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）
 - イ 申請先
 - 東海村役場総務部財政経営課
- (3) 提出方法
- 申請書及び関連資料の提出は持参のみとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、提出部数は、各1部とする。
- (4) 入札参加資格の確認は、受付日現在で行う。入札参加資格がないと認められる者には、令和6年5月15日までにその旨を通知する。
- (5) 受付期間内に申請書及び関係書類を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができない。

5 電子入札システムによる申請

当該共同企業体の代表者は、4（1）の入札参加資格申請書等を提出後、4（2）の申請受付期間内に電子入札システムにより入札参加希望の申請をしなければならない。ただし、ICカードの破損等やむを得ない事由（東海村電子入札運用基準7-1）により、紙入札による参加の申請をする場合は、次により指定する様式の申請書を提出しなければならない。

(1) 電子入札システムによる参加の場合の申請

ア URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>

イ 受付期間

公告の日の午前9時から令和6年5月7日午後5時までとする

（但し、東海村の休日を定める条例（平成元年東海村条例第21号）第1条第1項に規定する休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）

(2) 紙入札による参加の場合の申請

ア 申請書類

・紙入札参加届出書（「東海村電子入札運用基準」様式第5号）

上記の書類は、東海村役場財政経営課へ請求するか、東海村公式ホームページからダウンロードすること。

イ 提出方法

4（1）の入札参加資格申請書等を提出するときに提出しなければならない。提出部数は、1部とする。

6 仕様書、図面及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

設計図書等は、入札情報サービスによりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。また、申出に基づき次により閲覧又は一時貸出しを行う。（事前に東海村役場道路整備課へ電話予約すること。）

(1) URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

(2) 閲覧（一時貸出）期間及び場所等

ア 期 間 公告の日から令和6年5月27日までの、閉庁日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

イ 場 所 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
(東海村役場 行政棟2階 道路整備課)

ウ その他貸出しは1業者1回とし、時間は半日単位とする。

(3) 設計図書等に対する質問がある場合には、令和6年5月15日午後5時までに質問内容を記載した書面を、東海村役場道路整備課へFAX（029-287-0658）により送信すること（送信後、東海村役場道路整備課へ確認の電話をすること。）。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和6年5月20日午後5時までに質問者に対し、FAXにより行う。

7 現場説明会

実施しない。

8 入札方法

(1) 入札書は、電子入札システムにより令和6年5月21日の午前9時から令和6年5月27日午後5時までとすること（但し、閉庁日を除く）。

(2) 紙入札参加届出書を提出し、紙入札での参加を認めた場合の入札書の提出は、次のとおりとする。

ア 郵便により「一般書留」、「簡易書留」のいずれかにより東海村役場総務部財政経営課に提出すること。

イ 入札書の発送は、令和6年5月21日からとし、この日以前に発送した場合は無効とする。なお、令和6年5月27日午後5時必着とする。

ウ 入札書及び入札用封筒は、指定の様式のものを使用すること。

(入札書は、東海村役場総務部財政経営課へ請求するか、東海村公式ホームページからダウンロードすること。)

(3) 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、東海村財務規則（平成2年東海村規則第4号）、その他関係法令における入札に関する規定を遵守しなければならない。

(4) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

(5) 落札候補者決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) この入札は、東海村建設工事低入札価格調査実施等要綱（平成24年東海村訓令第16号）に基づき調査基準価格及び失格基準価格を設定しており、次のとおり取扱うものとする。

ア 調査基準価格を下回る入札をした者は、当該入札額が予定価格の制限の範囲内における最低の価格による入札であっても、必ずしも落札者になるとは限らない。

イ 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札決定の手続きを保留するとともに、その価格によって、契約の内容に適合した履行がなされるか否かを判断するための調査を実施し、後日落札者を決定したときは、速やかに当該入札の結果を各入札参加者に通知する。

ウ 調査基準価格を下回る入札をした者は、調査事項に関する事情聴取等に応じるものとし、これに応じない場合は無効とする。

エ 失格基準価格を下回る入札をした者は、失格とする。

(7) 最低制限価格は、設定しない。

(8) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。

(9) 入札執行回数は、1回とする。

9 工事内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事内訳書を提出すること。

(2) 工事内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、設計内訳書を明示したものであること。

(3) 4 (1) 電子入札システムによる場合、工事内訳書の提出期間は、入札書の提出期間と同じとし、電子ファイルで提出すること。なお、東海村役場総務部財政経営課へあらかじめ申し出た場合は、郵便（「一般書留」、「簡易書留」のいずれかとし、東海村役場総務部財政経営課へ提出する。）により提出できるものとし、令和6年5月27日午後5時必着とする。

(4) 4 (2) 紙入札による参加を認められた場合、入札書に工事内訳書を同封すること。

(5) 工事内訳書は、返却しない。

10 予定価格

金 147,110,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない金額)

11 開札の日時及び場所等

(1) 日 時 令和6年5月28日 10時30分

(2) 場 所 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
東海村役場 行政棟3階 財政経営課

(3) 立 会 人 入札執行者以外の入札に関係のない村職員。

(4) 落札候補者には、電話により連絡する。

(5) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、システムのくじにより落札候補者及びその次の順位者を決定する。

12 入札保証金

全部について納付を免除する。

13 契約保証金

落札者は、契約に際して契約金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げるいずれかの保証等を付すること。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債の提供

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

(4) 公共工事履行保証証券による保証

(5) 履行保証保険契約の締結

14 請負契約書の作成

要する。

15 支払条件

(1) 前 払 金 請求できる。(契約金額の40パーセント以内の額とする。)

(2) 中 間 前 払 金 契約約款による。

(3) 部 分 払 契約約款による。

16 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ア 入札について不正の行為があった場合
 - イ 予定価格の制限範囲を超える金額の入札をした場合
 - ウ 工事内訳書を提出しなかった場合、入札書と工事内訳書の金額が一致しない場合、本工事以外の工事内訳書が提出された場合、又は工事内訳書を2通以上提出した場合
 - エ 郵便による入札書、内訳書の提出が「一般書留」又は「簡易書留」以外の場合
 - オ 同一の案件において、電子入札システムによる入札と紙入札を重複して行った場合

 - カ 紙入札において、入札金額、入札者の氏名及び押印、その他必要事項の記載等がない、又は不明瞭で確認し難い入札書をした場合
 - キ 紙入札において、封筒表の工事件名（「工事番号」及び「工事名」）と同封された入札書の工事件名が異なる場合
 - ク 紙入札において、同一入札者が入札書を2通以上提出した場合
 - ケ 紙入札での参加が認められていないにもかかわらず、紙入札を行った場合
 - コ 同一代理者が他の入札者の代理を兼ね、又は同一入札者が他の入札者の代理を兼ねてした入札
- (2) この公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とし、虚偽の申請を行った者のした入札及びこの公告において示した要件などの入札に関する条件に違反した入札は失格とする。
- (3) 一般競争入札参加資格を認められた者であっても、その後指名停止を受け、開札時点において指名停止期間中である者など、開札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
- (4) 一般競争入札参加資格申請後或いは一般競争入札参加資格を認められた後、開札時点において公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた場合、その者のした入札は無効とする。
- (5) 次のいずれかに該当する場合の入札は、失格とする。
- ア 指定した入札期日又は時間に入札の場所に到達しないとき。
 - イ 入札者の代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
 - ウ 指定した日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
 - エ 正当な理由がなく、指定された日時、期間及び場所に入札書を提出しないとき。
 - オ 入札の公告に示した入札参加条件に反するとき。
 - カ 失格基準価格を設けた場合において、当該失格基準価格を下回る入札を行ったとき。
 - キ 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
 - ク 正当な価格を害し、又は不正な利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
 - ケ 独禁法に抵触する行為その他不正の行為を行ったおそれがあるとき。
 - コ 正当な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

17 村議会の議決に付すべき契約

本公告に係る工事請負契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により村議会の議決案件であるので、落札者と決定された者と仮契約を締結し、村議会において可決されたときに本契約が締結されたものとする。

18 その他

- (1) 落札者は、4(1)ウの書類に記載した配置予定の技術者を、この公告の工事の現場に配置すること。
- (2) 仮契約の相手方が、締結した仮契約について議会の議決を得るまでに、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立を行った場合、民事再生法に基づき再生手続開始の申立を行った場合、建設業法28条に基づく指示及び営業の停止を受けた場合、又は指名停止の措置等を受けた場合は、当該仮契約を解除することができる。

- (3) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (4) 入札をした者は、開札後この公告、設計図書等について不明等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 村は、天災地変又は適切な入札の執行を妨げるおそれがあるとき、その他止むを得ない理由を生じたときは、開札を中止し又は延期することができる。
- (6) その他詳細不明の点については、次に照会のこと。
- ア 公告の内容について
〒319-1192
茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
東海村役場財政経営課 電話 029-282-1711(代) 内線(1388)
- イ 工事の内容について
東海村役場道路整備課 電話 029-282-1711(代) 内線(1236)
- (7) 一般競争入札（郵便入札）に関する説明文書は、東海村公式ホームページに掲載する。